

新型コロナウイルス感染症対策分科会
偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ（第4回）
議事概要

1 日時

令和2年11月6日（金）17時00分～18時44分

2 場所

合同庁舎8号館4階408会議室

3 出席者

座長	中山ひとみ	霞が関総合法律事務所弁護士
副座長	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
構成員	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	鈴木 英敬	三重県知事
	松原 洋子	立命館大学副学長
	吉田 奨	セーファーインターネット協会専務理事
	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

4 議事概要

<中山座長挨拶>

これまで3回にわたって、関係機関から色々とヒアリングを行ってまいりました。この新型コロナウイルスに関する差別あるいは偏見の実態というものが非常に明らかになりまして、改めて私たちは、その差別・偏見のすさまじさに衝撃を受けたところではないかと思えます。

中間取りまとめということで、今までヒアリングした内容あるいは色々な意見書等を頂いた内容を踏まえまして、これから取りまとめに入っていきたいと思っております。

今も感染がなかなか終息しない状況にありますので、まだ新型コロナウイルスが存在する社会で私たちは今後も生きていかなければならないので、そういう中で差別・偏見がない社会をつくるにはどうしたらいいのかということまで含めて、中間取りまとめに当たっていきたいと思えます。

<議事（1）ワーキンググループにおけるこれまでの議論のとりまとめについて>

○事務局（鳥井） <「偏見・差別等の行為の実態等」について説明>

○鈴木構成員 三重県から色々意見を出させていただいて、関係省庁の対応とともに都道府県の対応なども例示でたくさん入れていただいたし、情報公開などでも、自治体の発表だけではないことも明記していただいているので、大変ありがたく思っている。

地方公共団体、地方自治体、自治体行政、都道府県と色々出てくるが、表現を統一したほうがよい。誰が主体なのかという責任の在り方にも、今後の対策にも関係してくるので、都道府県と市町村の役割がうまく線引きできないということであれば、「地方公共団体」または「地方自治体」という表現に、都道府県の権限に基づいて都道府県がやるべきことであれば、「都道府県」と書いていただけたらと思う。そこは責任や主語と関係してくるので、この表記をうまく整理していただけるとありがたい。

○事務局（鳥井） 後で整理をさせていただく。

○武藤副座長 知事がおっしゃったことと関連するが、用語の問題で1つ、全体を通して「偏見・差別等の行為」という文言で統一していらっしゃるかと思うが、この表現でいいか、ということを確認しておきたい。

1回目のときに、中山座長と押谷構成員と私のメモで出したときから、これを何と呼ぶのかというのは結構難しく、そのときは、とても広いくくりのものは「差別的言動」などを書いて、そこには「誹謗中傷」なども入れている。不届きな行為全般、といった感じである。個々に細かく見ていくと、差別のものは、「差別」と「差別ではないもの」で書き分けていただいているかと思うが、用語をどのようにするか。偏見・差別等と言うと、「等」というのは何か、となってしまうのかと思ったり、逆に「等」を入れた方が便利だったりするのか、その辺りはいかがか。

○押谷構成員 それに関連して、「偏見・差別等の行為」となっているが、それ自体は偏見・差別ではないけれども、偏見・差別につながる行為も結構あると思う。個人を特定したり、店を特定したりといったことは、店を攻撃しているわけではないが、それをきっかけに偏見や差別につながってしまうところなので、そこをどのように整理するか。

○中山座長 何度も言葉として出てくるので、武藤副座長がおっしゃったように「差別的言動」と言って、まずはとにかく全部含めるようなものを1つつくっておいて、土俵はそこにするというのもあると思うし、それとも「差別・偏見等」と言うのと

どちらがいいか。

○松原構成員 確かにどのように分けるのか、というのが大事だと思う。

例えば店や個人の特定をして、データを出そうという人たちは、自分たちは差別・偏見でやっているつもりはないという人も多いと思う。つまり、自衛のため、社会のためというつもりでやっている。ただ、それが結果的に、そのような文脈の中でそういったことをすること自体が差別・偏見と不可分になってしまう。その点がポイントになってくるかと思う。

後のほうで、これが違法行為かそうでないかという区別をしっかりと伝えるといった話があるが、心の問題やあからさまな悪意があってやっているわけではないという反論が色々あり得る行為が今回大きな問題を引き起こしているというところがあるので、そういうことも含めて「差別・偏見」と言ってもいいのだけれども、その切り分けをある程度こちらで示しておかないと伝わりにくいので、一定の整理は必要かと思う。

○武藤副座長 明らかな差別ではないのだけれども、そこにつながり得る行為のことは、この報告書の最後のメッセージのところで呼びかけるしかないのかなと思っている。つまり、本人たちとしてはそのような意図がないかもしれないが、そのような行為を受け取った人からすると差別をされたと受け取ることがある、自衛のためにやっていることも差別だ、というように中で整理してしまうよりも、それは一旦自分とは関係ないという形で読み取っていただいてもいいが、最後に、そういうことにも十分気をつけてほしい、という言い方が良いか、といったことを考えてきた。

しかし、もちろん本文の中でしっかり、そのような行為も「等」に含まれるものであり得る、という話をしてしまうのもありだし、どちらがいいのか迷うところである。

○中山座長 最初の段階で、この中間取りまとめではこのように使う、というある程度の定義を示す。本人たちには悪意はない、むしろ正義のためにやっている行為でもこういうところに含まれる、というのは、最初にある程度定義づけを出しておいて、最後にまたメッセージで呼びかける、というように両方でやったらいかがか。

書きぶりが難しいかもしれないが、報告書の最初のほうで、本報告においては、この用語はこういう意味で使う、ということを書いていただきたい。

○事務局（鳥井） 対応させていただく。

○武藤副座長 3 ページに相模原中央病院の例、4 ページ目に立正大学淞南高校の例

を載せたほうが良いということだったので記載した。この記載は、具体的な記述をするにあたり、資料や当日のヒアリングでは足りなかったので、新聞などを色々調べ直して載せたものである。なので、このように特出しするということを当事者の方にお伝えいただき、事実関係に誤りがないか確認していただきたい。また、③「勤務先に関連する偏見・差別等の行為」、④「インターネットやSNS上での偏見・差別等の行為」は特出し事例がないがよいか。

○中山座長 「③勤務先に関連する偏見・差別等の行為」で、具体的に日時を明らかにしなくても、何かインパクトのあるものを出すかどうか、ということであるが、どうしても取り上げたほうが良い例があれば載せたほうが良いかもしれないが、特になければ、載せなくてもいいと思う。

○松原構成員 ③以降は個人の話にもなってくるので、今のような事例の提示にとどめたほうが良いと思う。

一方、医療機関と学校については、私自身も実態を知って大変衝撃を受けた。相模原中央病院も立正大湊南高校もしっかりと報告していただいたし、参考資料を参照できるようにするというので、この2例をしっかりと伝えることで、例えば報道は悪意があってやっているわけではない、ということだけでも、何度も病院の写真が関係のない報道でも使われたりするといったこと自体が総合的に大きな被害につながる。それをしっかりと伝えるという意味でも、何月何日というところも含めて書いていただくのがいいと思う。

こういった言及をすることについて、相模原中央病院と立正大湊南高校の方々に事前に照会をすることは必要かと思う。

○押谷構成員 この後に報道機関の役割というところが出てくると思うが、大手メディアの問題点を、偏見・差別等の行為等のところでもう少し書いてもいいのかと思ったりもしている。今の相模原中央病院のところもそうだが、これだけではなく、色々クラスター内の個人関係のようなものを、個人が特定できるような形で実際に出していたところが初期の段階では結構地方紙等にあったので、その辺は書かなくてもよいか。

○武藤副座長 地方紙のクラスター人物相関図のことだと思うが、地方紙中心で、何番の人が何番の家族で、何番と何番が食事に行き、何番と何番は職場の同僚、といったものが毎日出続ける、更新され続けるという現象があった。どこのカテゴリーに入れて語るかというのがあがるが、それは先ほどの松原構成員の整理でいくと、個人の話ではあるかと思う。整理できれば、もちろん載せてもよいと思う。

○松原構成員 5ページの④に「インターネットやSNS上での偏見・差別の行為」という項目がある。これはウェブメディアというよりは、個人がこういった媒体を使って、ということなのかもしれないが、ただ、このようなメディアを通して偏見・差別が出るという項目を立てているので、例えば④の前に、「新聞やテレビメディア」の項目を立てて、行き過ぎた報道の話を入れてもいいのかと思う。

そのようなところにしっかりと言及しておかないと、後のほうのメディア関係者による対応のところではポジティブなことが書いてあるが、こうしていただきたい、というような一言もあってもいいかと思うので、行為の実態のところでもメディアの項目を1つ立ててもよいと思う。

○武藤副座長 そうすると、行き過ぎた報道の例というのは、1つはクラスター人物相関図だと思う。それから、ある自治体の1例目に関する公表の後に、その御家族の小学校の名前や、行ったお店の名前などが出てしまった例。自治体も発表しているということもあるので、報道機関だけが悪いと言われると、そのような反論はあり得るかもしれない。

○押谷構成員 医療機関だけではないが、疫学調査をやって、色々な可能性があるという中で、これが悪かったからこの院内感染が起きた、というように割と断定的に、少なくとも見出しにそのようなことが書かれることは結構あった。それが病院に対する攻撃につながったりしているという事実は多くあると思う。

○中山座長 そうすると、そこで例示するのはクラスターの人物相関図と、先ほどの子供の小学校名まで伝えられた、といった例。あと院内感染の報道の仕方、その3つぐらいを取り上げたらどうか。

○事務局（鳥井） そういった情報をいただければ、それをもってまとめたい。

○中山座長 それでは、④を新聞やメディアの報道による偏見・差別等の行為で、⑤がインターネットやSNS上での偏見・差別等の行為として、1つ項目を入れて繰り下げということになるかと思う。

○鳥井参事官 <「今回の事例等を通じて考察できる論点」について説明>

○鈴木構成員 14ページの③「リスクコミュニケーションの必要性」で、下から4行、「感染状況が落ち着いているときにおいても、ハイリスクとされる場に関わる人々と、感染対策に関わる人々、近隣住民らとの対話が継続されることにより、軽減に寄与することが期待される」というのは、例えば飲食店街の人と保健所の人とその地域の住民が対話をする仕組みのようなものをつくっていくことが期待される、ということか。

このように報告書をまとめるからには、きちんと対策につながったほうがいい。対策につなげるためには、誰がやるのかという主語がはっきりしているほうがよく、「期待される」というのは自然発生的に起こるのが期待されているのか、地方公共団体がそういうことをやることが期待されているのか、この点どのような趣旨だったのか。

○事務局（鳥井） 主語について必要であれば記載させていただく。このレベルになると、主語は恐らく都道府県、市町村ということになると思う。

○鈴木構成員 新宿区のようなイメージか。

○事務局（鳥井） そのようなイメージである。もともとその議論から出てきた。

○武藤副座長 歓楽街のほうは確かにそうである。そのような大都市の自治体が間に入っていただきたい、というのがあがるが、ここでのリスクコミュニケーションはもう少し広く、普通の地域団体が活動を再開するときには特に市町村が関わらなくてもできるかもしれないし、市町村がコーディネートしてやられることもあると思う。色々な形態があり得るということもあって、どこがやってください、とは書かなくてもいいと思う部分もあるが、色々な形があり得るから、もう少しはっきり伝わるように書いたほうがいいと思う。

○鈴木構成員 色々な方法があって、地域の実情に合わせてこのようなことが行われていくことが期待されていく、ということであれば、それは多様なやり方があるって大変いいと思う。

○武藤副座長 ただ、地方自治体にリスクコミュニケーションの指令部署や担当部署があったほうがいいので、それはきちんと書いたほうがいいのかもしれない。

○鈴木構成員 そのような宿題を出してもらったほうがいいと思う。

○押谷構成員 関連するが、どちらかという市町村が行き過ぎた情報を提供してしまっているところもある。特措法の中に市町村の役割として、地域住民への情報提供というのがかなり大きなこととして入っているが、少し行き過ぎた情報を提供しないよう、何らかの形で整理をしておく必要があると思う。

○松原構成員 リスクコミュニケーションのところ、今、私は大学で役員をしているが、情報公開の在り方を大変悩みながらやっている。

実は私の大学のキャンパスで、学外での感染による小さなクラスターが発生したが、気を遣うのは、キャンパスがある地域、自治体、住民の皆さんとの関係である。

例えば自治体にせよ、学校にせよ、一見過剰な情報提供をしてしまう背景には、コンプライアンスの観点からの説明責任があるように思ってしまうというのがある。大学の場合だと、学生と構成員のプライバシー保護と説明責任の兼ね合いである。例えば大学がこういったことが起こったと言ったときに、ある種のリスクコミュニケーションを大学もしているが、その歩留り感というか、何を開示すべきで、何を開示すべきでないかの線引きが大変難しいところがある。

その基準というのは、こういったワーキングが、ここから先は偏見・差別につながりがちである、と示す。あるいは、公衆衛生的に言ってそんなところまでやっても意味がない、といった基準を、一律に示すのは難しいが、どこかで示していただきたいと思うわけである。

リスクコミュニケーションの必要性は分かるが、ではそのリスクコミュニケーションをする当事者がどういった基準でリスクを考えて対応すればいいのか、ということ丸投げされても困るということがあるので、もう少しリスクコミュニケーションする当事者が、何をどこまで責任を持って、あるいはマクロにそういった基準を国や専門家がある程度サポートする、示す、というところがあったほうが、実効性がある提言になると思う。

○鈴木構成員 提言案にも何度も書いていただいているが、まん延防止に資するかどうかということと関係ないことをたくさん言ってしまうと、それが偏見・差別につながるといって、ここをしっかりとくり込むということと、一方で、三重県でもそうだったが、企業などが公表すべきかどうか大変悩ましいと思う。そのガイドラインのようなものがあつたらより良いかもしれない。

「偏見・差別等に対する取組に当たってのポイントと提言」の内容に入ってしまうが、ここは都道府県や保健所政令市の市などが公表するときの統一的な考え方を整理しようということであるが、三重県でも多くの人がある施設であっても公表しなかったところがあれば、関係者の多くは従業員だけである事業所ではコンプライアンスの観点から公表した、ということもある。県が公表していないが、企業が

公表したので新聞紙上ではそれが合体されて、公表されて広く伝わったというものがあるので、行政の統一の考え方を整理するのと、企業の人たちにも助けになるようなガイドラインがあると良い。

○押谷構成員 このウイルスで非常に難しいのは、何の落ち度がなくても感染が起きてしまうこともあるし、対応を間違えたから感染が拡大した場合もある。そこが最初に分かったときには、落ち度がなかったのか、対応を間違えたのかのどちらなのかが大抵は分からないという問題があって、企業や大学などもそうだと思うが、仮に何か落ち度があって感染を拡大させてしまったときに、最初のときに何も言っていないと、かえってダメージが強くなってしまおうという問題があって、企業としては、それを避けるために予防的に最初から情報を出していく。

リスクは包み隠さずできるだけ話すというのが基本なので、そのところとの兼ね合いがなかなか難しいところがあると思う。

○鈴木構成員 先ほどの公表しなかったところの話ではないが、公表する前に店舗を閉めて消毒などをすると、貼り紙などをしないといけないので、感染者が出たということではないが、店舗を閉めて消毒している理由を説明しなければならない。そうであれば公表という形になっていかざるを得ないようなケースもある。行政はまん延防止に資するかどうかという基準を設けてうまく整理ができるが、事業者の人たちは大変悩ましいと思う。

○武藤副座長 今の話は今後の課題だと思う。18ページの⑤の情報公表に関する統一の考え方の整理では自治体のことだけを書いているが、事業所や学校もより判断が困るということが分かったので、それについても少し考えましょう、ということしか書けないと思う。

○中山座長 「まん延防止に資する公表」というのも抽象的で、具体的にはどのようなことであるのかということも、公衆衛生の専門家の意見で、このようなことはしてはいけない、このようなことは必要ない、といった具体例を入れるなどして膨らませるのはいかがか。

○松原構成員 開示の有無とまん延防止との関係であるが、うちの大学で考えたことを1つ紹介する。

第1波のときに、ちょうど学期末ということで、色々な大学で感染者が出たが、地方自治体で開示された情報に大学がさらに上乘せをしてしまう傾向があった。例えば学部名を開示するといったことを行っていた。私の所属先の大学で学生から感

染者が出たときに特に気をつけたのは、性別を開示しないということである。公衆衛生上の情報開示をしていることが、自動的に性的マイノリティーの人たちの性別開示につながってしまうということがあり得るということで、性別も学部名も開示しなかった。ただし、キャンパス単位で入構禁止等を行う場合があるので、キャンパスは伝えた。

事業所等では、性別や年代の開示は特に必要ないと思うが、「この種の情報の開示は必要ない」といったことを具体的に示してもらえれば、とても助けになるのではないか。

○武藤副座長 押谷構成員に質問だが、厚生労働省が出している公表方針（「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）では、地方自治体は性別と年代を出すことになっていて、それは出すのだけれども、事業所や学校はその必要はない、ということで良いか。必要がないのであれば載せられると思う。

○押谷構成員 基本は必要ないと思う。昨日別の会議でその議論をしていたが、性別を出すことで問題になる場合もあるので、大学などで、特に1人や2人しか出ていないときにはそういうことが問題になるかと思う。県単位で20人、20代男性が十何人などを出す場合と、大学などで1人、2人の性別を出す場合とでは全く違う意味があると思う。

○武藤副座長 では、載せられるということで良いと思う。

○中山座長 公表する主体がどこであるかによって中身も変わってくるということである。そこは18ページのところで触れることにしたい。

○武藤副座長 押谷構成員にお伺いしたいが、15ページの⑤の「報道機関の役割」の記載はこれでいいか。

○押谷構成員 武藤副座長も聞いていた新聞協会、民放連のシンポジウムの中で報道機関側は、「我々はSNSやインターネットで起こる差別・偏見に果敢に立ち向かった」といった説明をされていたが、そこは違いうだろうということが、最後のパラグラフに含まれているのかと思う。これをどこまで当事者の人たちが読み込んでくれるかということかと思う。

○中山座長 そこもまた、最後のメッセージでも触れるかどうか検討したい。

○事務局（鳥井） <「偏見・差別等に対する取組に当たってのポイントと提言」について説明>

○石田構成員 全体を通して大変よくまとめていただいている。

ずっと連合として申し上げてきた、第三者による偏見・差別とは別に、職場内で発生する偏見・差別、さらに平たく言うと嫌がらせやパワーハラスメントについては、日弁連の關本さんからの御説明にもあったところで、いわゆるハラスメントのガイドラインに記載できるかという問題、これは厚生労働省の雇用均等課の意見を聞くと、ハラスメントに該当する可能性があるということなので、日弁連から頂いた資料には法的な対応として損害賠償の請求が考えられると入っているが、その手前の、企業・事業主の努力義務をしっかりと果たしてもらいたい、というのが働いている人たちの考え方だと思っている。

労働者がいきなり損害賠償を求めるという話は当然ハードルが高いわけで、ここはやはり、事業主の方にしっかりと、嫌がらせやパワーハラスメントに当たることを理解していただいて、職場の秩序を守るという意味で、防止措置をしっかりとやっていただくということを、提言、もしくはお願いという形でどこかに入れることを検討いただきたい。

○事務局（鳥井） 厚生労働省と相談しながら検討する。

○押谷構成員 19ページの（２）「クラスター発生時等の『有事』に取り組むべきこと」の項目の②で保育所等は特出しして書かれていて、保育所は色々な問題があったのでいいと思うが、いわゆる社会機能維持者に対する偏見・差別も結構あって、医療従事者もそうであるが、ドライバーなど、こういうことをすると自分たちが困る、という概念がどこかに含まれるべきかと思う。

香港で2003年にSARSが起きたときに、医療従事者への差別などが起きて、それによって医療従事者が大量に辞職して、自分たちの健康が守れなくなるということが実際に起きたことが、香港などで色々対策が進んだ一つの大きなきっかけになっていて、そういうことをしていると自分たちは困るということになかなか気がついていないということがあると思うので、医療従事者を含めたエッセンシャルワーカー、社会機能を維持していくための人たちを守らないと自分たちの生活は成り立たないということに、長距離ドライバーの話などは全然気がつかずに起きてきている話だと思うので、その辺を何か入れられないものかと思っている。

○事務局（鳥井） その趣旨を入れるよう検討する。

○鈴木構成員 三重県が申し上げたこと、特に19ページの⑧の法律のことや財政支援のことも検討するということを明記していただいたので、大変ありがたく思っている。2点だけ申し上げたい。

1つは17ページの③の外国人のところであるが、この項目は平時の話なので、確かに③は相談体制や誹謗中傷への対応ということだけでもいいが、もしよければ①の正しい知識の普及のところに、三重県内でもあったが、外国人の方々はもともと外にいたらマスクを外しても大丈夫だと思っていらっしゃったりするなど、正しい知識の普及がうまくいっていないケースがあって、それを教会の牧師さん、あるいは普段から外国人支援、多文化共生でやっておられるNPOといったキーパーソンの方々を通じた正しい知識の普及を、外国人住民の割合が多い県で結構やっているの、①のところで2～3行、外国人の方への正しい知識の普及において、キーパーソンなどと連携した取組のようなものも入れていただくとありがたい。

もう1つは確認だが、18ページの⑤の情報公表に関する統一的な考え方の整理であるが、この項目では、新型インフルのときのリスクコミュニケーションガイドラインの見直しも、論理的可能性としては含まれるということによりか確認したい。一応、全国知事会の提言にも書いてあるので、ここで読める、というように言えればと思っている。

○事務局（鳥井） まず、1点目について、外国人に対する対策をどうするかというのは、まさに今、大きなテーマになっており、この検討会とは別途対策を考えなくてはいけないという議論が進んでいるので、そちらで対応したいと思っている。まさに鈴木構成員がおっしゃったようなところが論点になると考えている。

2点目の統一的基準のところであるが、確かに今のリスクミに関するガイドラインが新型インフルエンザを想定したものであり、これは特措法のガイドラインが10本あって、全て新型インフルエンザを想定して書かれているということで、これをどうするかというのは課題としてある。

したがって、どこかの時点で今回の事態も含めた見直しが必要だということは、私どももそう思っている。今回の議論で、厚労省の基本方針が新型インフルエンザあるいは一類感染症を想定したものであることが混乱を生じている一つの要因ではないかという議論があったので、まずは急いでそちらの考え方をまとめた上で、その内容をガイドラインに反映した見直しをすることが一つの考え方としてあるのではないかということで、ここでは書いていないが、当然ガイドラインの見直しも含まれるという理解である。

○鈴木構成員 いずれ2点ともそのように進めていただければありがたい。特に後者

は、三重県も新型インフル行動計画があって、それを一定見ながら進めてきたが、新型コロナは全然違ったので、年内に条例と新型インフル行動計画の新型コロナ版のようなものと、感染症予防計画の追記をセットで議会に出して、全部改定する予定にしてあるので、色々なことを今回の新型コロナの教訓で整理をしてもらって、その上で色々なものをフィードバックして直してもらおうということでもいいと思うので、ぜひそれで進めていただければと思う。

○武藤副座長 16ページの平時の取組の①注意喚起・啓発・教育で、1つは3段落目にある「また、児童・生徒に対し」のところであるが、これに加え保護者も加えた方がいいのではないか。

また、啓発の対象専門職教育でやるということでもいいが、感染に慣れていない医療者、介護者はまだたくさんいるので、医療者や介護者の人も平時のうちに色々頭の体操をしておいてください、というのは、言ってもいいのではないか。

それから、具体的に特に啓発すべき内容の例示は踏み込むと長くなってしまっているので、なくてもよいと思っていたが、例えばこのような内容の啓発は必ずすべき、といったことは1段落入ってもいいと思う。医療従事者や介護施設の攻撃をやめるように、といった、特に啓発すべき具体的内容の例示である。

17ページの④「悪質な行為には法的責任が伴うことの国民への周知」のタイトルだが、2月以来、「国民」という表現をやめたいということを出し続けている。国の出す文書だと国民になってしまうことが多いが、国民と言った瞬間に、偏見・差別対策に関する文書であるにもかかわらず、「差別されている」と思う人がいると思うので、「市民」とするのはいかがか。パブリックヘルスの対策は国籍に関係なくみんなで行うことなので、ぜひお願いしたい。

20ページの「クラスター発生時等の『有事』に取り組むべきこと」の報道の対応の最後のところで、医療機関や介護施設の場合の例の中に、例えば「原因はそう簡単には分からないと言っていい」というようにエンパワーしてあげてもいいと思うが、そのように言い切って大丈夫か。

○押谷構成員 原因については当初は大体分からない。

○武藤副座長 「そういうことは答える必要がない」といったことを言ってあげたいが、しなくていいことがあれば、「これはしなくていい」ということを出してあげることも大事かと思う。このような文書に書いてあれば、ここに書いてあるのだ、と言っていただけるかもしれないというのがある。

最後は、20ページの③の「差別・偏見等は許さないメッセージ」だが、もう一度ここで改めて、例えば医療機関や社会機能維持者は特に応援しないとみんなが困る

ということをするべきであることや、外国人についてはこのような文脈で言うなど、文脈に応じたメッセージの出し方があり得るので、そういった工夫を促してもいいと思う。

また、(3)「WGの今後の役割」の謝辞の中に、意見書を提出していただいた方が入っていなかったと思うので、それを加えていただきたい。

○押谷構成員 どこに入れるべきかというのはあるが、「児童・生徒」のところかと思っているが、学校はどうしても過度な対応になっていて、今も数日前に中高一貫校で1人出て、行内の消毒のため、中学校も高校も1週間休むというのがあった。その背景には、保護者の強いプレッシャーがあると思う。そういうことが学校名を公表しなければいけないという話になっていくので、特に地域の学校はそのような対象になりやすいというのは、何らかの形で書いておくべきだという気がする。どうしても過剰な反応になりやすいところである。

○中山座長 そこも前と同じで、公衆衛生上必要のない行為として取り上げていただいたらいいのではないか。

○武藤副座長 消毒はやらなくていいと言ってはいけないか。

○押谷構成員 ほとんどやらなくていい。文部科学省が出しているガイドラインもまだ少し消毒のことを書いているが、初期はとにかく消毒、だったが、それはかなり削除されているので、その辺はもう少しきちんと整理をすべきところかと思う。

○中山座長 1人感染者が出て1週間休校といったことが1つ出ると、ほかで感染者が出たときに、そのようにやらなければいけないのかというメッセージにもなってしまいますので、過度な対策はむしろマイナスだということは出したほうがいいのではないかと思う。

○吉田構成員 12ページの欄外、私が発表した内容に即したところであるが、2行目、「また、海外プラットフォームの場合には特に削除が困難であること」というのは、こちらは強調し過ぎるところもあるかもしれないので、国内企業とは相対的にという意味で、「相対的に」を入れた表現がいいのではないか。

また、最後のほうで、「被害者本人からの削除依頼のほう削除される可能性が高い」との報告だが、「可能性が高い場合もあるとの報告があった」とした方がよいのではないか。

19ページの3行目、「偏見・差別を軽減するための報道、ファクトチェックなど

の役割に期待する」の「ファクトチェック」の前に、「誤った風説に対する」ということを付け加えたほうがいいのではないか。

- 厚生労働省（梅田） これまで2回以降参加させていただいて、色々とすさまじい実態も把握することができて、改めてこの問題はしっかりと取り組まないといけないと感じた次第である。

石田構成員から御指摘があったような、社内でのいわばハラスメントのような対応については、しかるべく、これまでも事業者向けの色々なガイドライン等を出しているのので、その中に付け加えるなど、その対応については検討させていただきたいと思っている。

いずれにしても、取りまとめいただいた中で、関係するガイドラインが色々あるので、これを基に積極的にこの問題について取り組んでいきたい。

- 法務省（唐澤） 人権擁護局としては、人権擁護一般の活動はこれまでも行ってきたところであるが、新型コロナの問題に関しては、先生方からのお話を伺っていて、感染症の対策と表裏一体の対応をしていかなければならない。残念ながら法務省において感染症に対して、まず感染症がどのようなものなのか、さらにどのような対策があり得るのか、ということについての知見がそもそも乏しいので、まさにこういった場で、いただいた御指摘を踏まえながら、今後も対応していきたい。

- 中山座長 この前少し伺ったが、押谷構成員などもぜひ協力してくれると思うので、そのような公衆衛生上の知見はぜひ聞いていただきたい。

- 文部科学省（福島） 注意喚起・啓発・教育に関して保護者の話があったが、私どもも保護者に対する周知については取り組んできており、例えばマニュアル等をつくった際には、PTAの組織を通じて周知のお願いをすることが多いが、8月の大臣のメッセージも保護者向けということで別に出させていただいた。我々ももう少し工夫が必要だと思っている。

過剰な休校等があるのではないかという話であるが、私どもは事前に相談をいただいた場合については、休校の期間、範囲については、必要な範囲に絞ってほしいということをお願いをしており、引き続き、教育委員会等に対して働きかけをしていきたい。

- 文部科学省（鈴木） コロナいじめからの観点であるが、学校休業から10か月ぐらい経って、色々な情報が入ってきている。我々も追跡調査等々を自治体等に対して行ってはいるが、行き着くところは子供というよりも大人の対応があまりにも多過

ぎて、最終的に、子供同士というよりは、学校という組織と一般の大人という図式が出てきている。全体の統計的なものはないが、ある程度、そういうものは考えられてきたところがあったので、子供へのコロナに関する教育は、先生が詳しく教えるということが徐々にできてきたが、大人に対する教育は誰がするのだろうかというところが、学校自体も悩ましいというのが現場から聞こえてきているし、学校自身も、組織防衛というか管理体制が少し悩ましいという声が聞こえてきているので、そういったことに対して、我々もできる支援を考えなければならないと思っている。

○中山座長 やはり大人に対するというところでは、PTAは一定の役割を果たすのではないかと思う。

私も教育委員をやっていたことがあるので、いじめへの対応は本当に熱心に子供たちに対して、大変な労力、手間暇をかけてやってきたというのが大分保護者にも伝わってきて、いい傾向にあると思っている。なので、子供に対する教育も、また親に対する教育になるのかなと思っているところがあるので、ぜひまた引き続きよろしくお願ひしたい。

○松原構成員 十分に御検討いただいていると思うが、1点コメントを付け加えるとすれば、今、いじめの話が出たが、この感染の場合には、感染した人が加害者のように見えてしまう、感染者が発生したこと自体が不祥事のように見えてしまうというところがあり、偏見・差別ということで片づけられない、不祥事への対応が正当であるという考え方から問題が始まってしまうというところがあると思う。だから、公衆衛生や医学、科学的な啓発、しかも情報の信頼性の担保がとても重要かと思ひ、こういったワーキングの取りまとめをする背景としては、一般的な公衆衛生の対策への信頼性を高めるといったことが同時に必要になると思う。

○押谷構成員 今、空欄になっている最後の「終わりに」のところぜひ書いていただきたいことは、このような偏見・差別が起きてくると、感染した可能性のある人が名乗り出なくなり、検査を受けなくなる。それが地域の流行につながってしまうというリスクがあるので、こういうことをしてはいけないということは、ぜひ書いていただきたい。

○中山座長 本当にそこは大事だと思う。自分で自分の首を絞めるようなことをしているわけである。だから、そこは丁寧に書きたいと思う。

○鈴木構成員 1点だけ意見というよりは質問だが、このWGの今後の役割と書いているが、ワーキングは存置され、招致されたら集まるということになるのか。

○鳥井参事官 歓楽街WGはこのWGと同じで、議論は一旦ここで終わるが、活動はするという事までは決まっている。いつの段階で招集をかけるかということはまだ決まっていないので明確にはしていないが、招集させていただく際は、またお願いしたい。

○武藤副座長 このとりまとめを出した後にまた色々な反響や反論が来ると思うので、それを検討する機会をお願いしたい。

それから、この新型コロナウイルス対策は、2月からずっと押谷構成員が闘い続けていたもう一つの敵は国際的な風評であると思っていて、日本がなぜ偏見・差別が多いのかということが結構知れ渡り始めており、このワーキングの報告書はぜひ英語にして、皆さんとどこか論文に投稿したいと思っている。

だから、日本でいい取組もたくさんあるということを対外的には知られないといけないし、オリンピックなど外国人の方が来るかもしれないときに、何とかしておいたほうがいいのか、というのがあるので、構成員の皆様方にはぜひ共著になっていただきたい。

○押谷構成員 私も国際的な場で色々議論することがあって、今日も午前中はスタンフォードの人たちと議論していたが、日本はうまくいっているけれども、そのうまくいっている背景には「ピアプレッシャー」、英語で言う「スティグマ」の強い社会だということがある。その部分にきちんと踏み込んで対策をしているということを対外的にも発信していくことが必要かと思う。

○中山座長 日本は諸外国に比べて、感染者が感染するのは自業自得だと思う人の割合が多いということを知ったが、どうしてそうなるのかと思う。どれだけ気をつけても感染は防げないということをきちんと理解してもらわないと始まらない。同調圧力が強くて感染が低い段階にあるというのが、いいことなのかどうかというのもあると思うので、そこは引き続き見ていかなくてはいけないと思っている。

今日、様々な御意見をいただき、非常に大事な御意見も多くあったと思う。

今後、この報告書を修文することになるが、それは座長である私に御一任いただけるということによろしいか。

(「異議なし」)

以上